

# 軽度者の例外給付に関する理由書の取り扱いについて

令和3年9月  
沖縄市介護保険課

軽度者の例外給付による福祉用具貸与を計画に位置付ける場合には、理由書の提出を求めています。事前に理由書の提出をせずに、福祉用具貸与の算定をした場合、給付費が返還となる場合がありますのでご注意ください。また、理由書の提出手続きを分かり易くするため、下記のとおり取り扱いをまとめましたので、今後は本取扱いに沿って対応していただきますようお願いいたします。

要支援1・2及び要介護1の利用者の福祉用具貸与については、その状態像からみて使用が想定されにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト」は原則として貸与ができません。

また、要介護2・3の利用者についても同様に「自動排泄処理装置」は原則として貸与ができません。

しかしながら、例外的に「歩行ができない」「起き上がりができない」などの要介護認定の調査結果や、医師の医学的所見等に基づいたケアマネジャーの適切なケアマネジメントから、利用者が「福祉用具貸与の特に必要な状態にある」と沖縄市が確認できた場合には貸与が可能な場合があります。

なお、沖縄市では「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」「生活環境において段差の解消が必要な者」についても、適正給付の観点から、当分の間、書面での確認を行った上で貸与の可否を判断することとしております。

## 《理由書提出のタイミングについて》

- ・原則として、貸与開始前に提出が必要です。やむを得ず提出が遅れる場合は、事前に給付係と調整して下さい。
- ・新規暫定利用者や更新・区分変更申請中の利用者については、要介護度の確定後に提出して下さい。介護度確定後に速やかに理由書提出が行えるよう、事前に主治医からの聞き取りを行い、その所見を基にサービス担当者会議を開催してください。軽度者と判定された際に、一連のプロセスを経ずに貸与された場合は、算定できないことがありますので十分にご注意ください。
- ・緊急的な導入が必要な場合や暫定利用の場合、ターミナル期の利用の場合については、貸与開

始後の提出が可能ですが、速やかに提出されなかったり、その必要性が確認できない場合等は、貸与開始日に遡って給付することはできません。その場合は、当該福祉用具の貸与開始日を適用開始日とすることができませんのでご注意ください。

## 《提出書類について》

- ・福祉用具例外給付に関する理由書（沖縄市）
- ・アセスメント
- ・居宅サービス計画 1～7 表  
（要支援者については、介護予防支援計画に係る関連様式）
- ・主治医所見を確認できる書類
- ・福祉用具サービス計画書
- ・その他、必要と判断した書類

## 《留意点》

- 医師の医学的な所見に基づき判断されていること。
  - ・医学的な所見については、(1)主治医意見書 (2)医師の診断書 (3)担当の介護支援専門員による聴取 などの確認方法があります。(2)に関しては診断料が発生する場合がありますため、事前に利用者へ説明し同意を得てください。
- 医師の医学的な所見を基に行われたサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合であること。
  - ・サービス担当者会議では、主治医を含め、担当者からの専門的な見地からの意見を求め、利用者の心身の状況や置かれている環境を考慮の上、当該福祉用具の導入の要否・用具の選定等を検討して下さい。
  - また、当該福祉用具を貸与することにより自立の妨げとなる可能性がないかを自立支援の観点からも検討し、必要性を確認して下さい。

※保険者（沖縄市）が、書面等確実な方法で確認することにより保険給付の可否を判断します。  
（理由書等の必要書類を提出して下さい）

## 《主治医の所見について》

- ① 軽度者への貸与に関しては医学的な所見が必要不可欠です。
- ② 例外給付の対象とすべき状態像(i)~(iii)に対し、下記のように具体的な因果関係の所見をお願いします。
- (i) どのような疾病や身体状況が原因で、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって頻繁に起居動作などが困難な状態になるのか。
- 例：パーキンソン病であり、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって起居動作が困難となる。
- (ii) どのような疾病や身体状況が原因で、状態が急速に悪化し、短期間のうちに起居動作などが困難な状態になることが見込まれるのか。
- 例：ガン末期の状態悪化により、短期間で起き上がり困難な状況に至ると見込まれる。
- (iii) どのような疾病や身体状況が原因で、何の症状の重篤化の危険性があるのか。
- 例：末期ガンの骨転移や骨粗鬆症により、骨がもろくなっており、無理な起居動作を続けることは骨折のリスクが高い。
- ※下記のような内容は、疾患と心身の状況の因果関係が不明確なため可否の判断が困難です。
- 例：「起き上がりが困難なので特殊寝台が必要」  
「転倒防止のため特殊寝台が必要」 など
- ③ 主治医の所見は、医学的な立場から、例外給付の対象となる状態像(i)~(iii)に該当する具体的な情報を記載していただくものであり、福祉用具導入の同意や可否を求めるものではありません。起き上がりが困難な原因（疾患や身体状況）、または無理な起居動作を継続することによりどのような症状が悪化するのかなど、判断の根拠となる明確な情報を記載していただけるよう主治医へ協力を求めています。
- なお、医師より具体的な内容についての文書での所見が得られない場合は、受診への同行や電話による聞き取りなどによる確認をお願いします。

## 《電動3・4輪車（セニアカー）の貸与の取り扱いについて》

電動3・4輪車（セニアカー）については、通常の提出書類に加えて「軽度者（要支援1.2～要介護1）の電動車いす及び電動3・4輪車貸与のチェック表（沖縄市）」も提出して下さい。安全運転に特段配慮されなければならない福祉用具であるため、介護支援専門員にて実地調査を行った上でチェック表の記入をお願いします。

必要書類提出後、貸与の可否を判断する上で、給付係による実地調査を行う場合もありますので、ご協力をお願いします。

沖縄市健康福祉部 介護保険課給付係
(内線 3145・2085)
電話 : 098-939-1212
FAX : 098-987-8527